

やまなし運動部活動ガイドライン

平成30年3月 山梨県教育委員会

1 ガイドライン策定の趣旨等



- 校長は、学校教育目標の実現に向けて本ガイドライン及び市町村教育委員会が策定した方針に則り、毎年度「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。
- 運動部顧問は、「学校の運動部活動に係る活動方針」に基づき、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- 科学的トレーニング
- 安全対策の徹底
- スポーツ障害・バーンアウトの予防
- 体罰等の根絶
- 女子特有の健康問題への正しい理解

4 適切な休養日等の設定



- 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。
 - ・平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
 - ※シーズン期（教育内大会4週間前）の週休日に両日活動する場合には、休養日を他の日に振り替える。
- 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
- 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。

5 参加する大会や練習試合等の見直し

- 校長は、生徒の教育的意義、生徒や運動部顧問、保護者の負担等が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- 運動部顧問は、シーズン期とシーズン期以外の活動がメリハリのついた活動となるよう、参加する大会等を精選し、年間活動計画に参加する大会等を位置付ける。

6 生徒のニーズを踏まえた環境の整備



冊子版は下記のサイトからダウンロードできます。
<http://www.pref.yamanashi.jp/sports/gakutaitop.html>

山梨県 学校体育

検索

